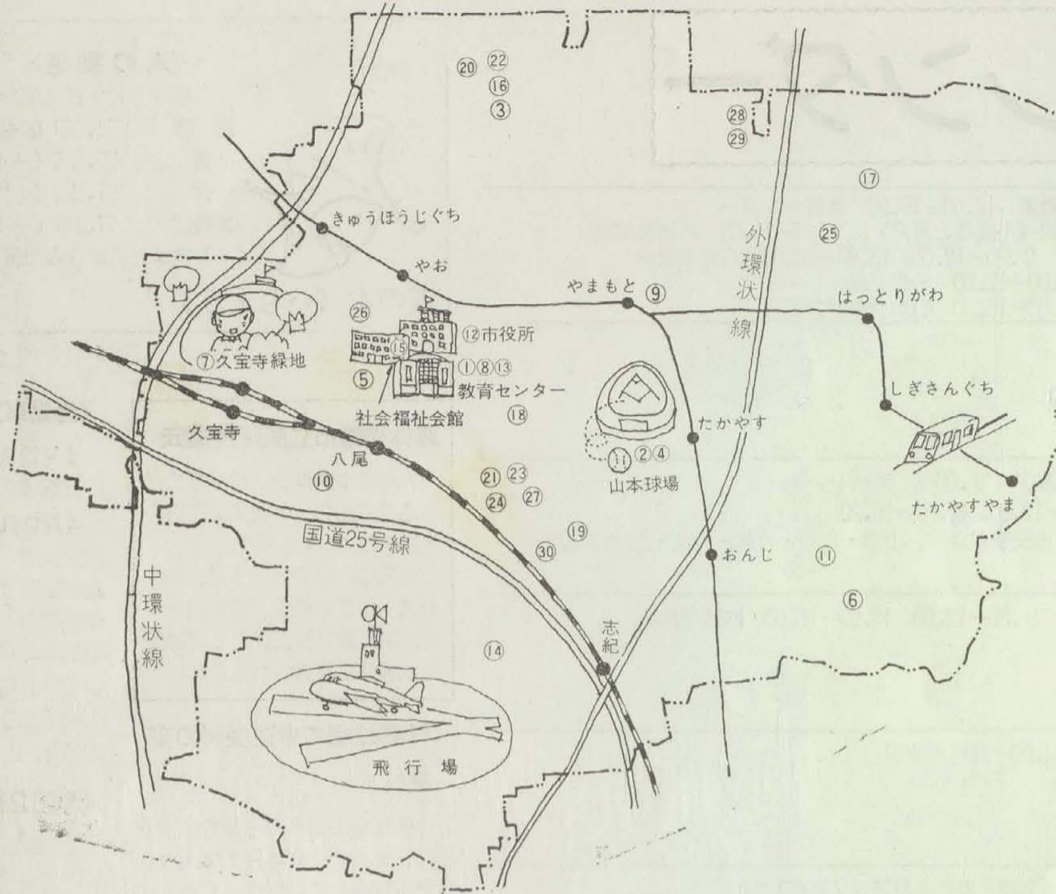


市民憲章 わたくしたち八尾市民は 1.若い力をそだてましょう。1.あたたかい心でまじりましょう。1.みどりのまちをつくりましょう。1.文化財をたいせつにしましょう。1.働くよるこびに生きましょう。

## 施設の紹介案内



市内には、市の施設をはじめ、たくさんの公共施設、官公署があります。ところが、その所在地、内容とも案外知られていないようです。そこで、今回はこれらの施設紹介を企画しました。せいぜいご利用ください。

なお、スポーツ、文化関係の施設には、有料のもの、使用前に予約が必要なものがあります。くわしくは、直接、使用ご希望の施設までお問い合わせください。(○印の数字は地図上の位置を示す)

### 【スポーツ施設】

○市立体育館(清水町1丁目6-1 教育センター内)

一般スポーツ教室、婦人スポーツ教室、親子の体操教室(申込制)を開いています。

お問い合わせ、申し込みは体育振興課(☎23-5101)まで。

会場使用の場合も同課まで。有料。

○山本球場(山本町南7丁目9-11)

両翼95m、センター110m、グラウンド面積14,058㎡。

使用申し込みは体育振興課(☎23-5101)まで。

○桂公園野球場(桂町4丁目)

両翼90m、センター110m、グラウンド面積8,000㎡。

使用受付は、前月20日(4月分のみ4月1日)午前9時から公園緑化課(☎91-3881 内線415 市役所第3別館)で。

○トレーニングルーム(山本町南7丁目山本球場内)

楽しみながら「健康づくり」。「体づくり」ができる施設です。対象は家庭婦人、一般男子。募集は「市政だより」で行います。無料。

お問い合わせは体育振興課(☎23-5101)まで。

○財団法人八尾体育会館(栄町1丁目10番地の2)

柔道、剣道、空手道、弓道、卓球教室を開いています。また、各種大会々場として利用できるほか、40-50名収容の会議室も備えています。有料。

くわしくは同会館事務局(☎94-2388)まで

○青少年教育キャンプ場(恩智1461 近鉄恩智駅東へ1km)

標高93m、高安山中にあるキャンプ場で、夏季のみ開設しています。

使用申し込みは青少年課(☎94-6606)まで。

○【府営久宝寺緑地】(西久宝寺)

☆施設 野球場3面、陸上競技場(サッカー、ソフトボール)、テニスコート2面、バレーコート2面、プール(50m、25m、変型プール)、子供広場

使用申し込み、くわしいお問い合わせは府東部公園事務所(☎92-2489)まで。なお、子供広場を除いて有料。

このほか、大和川河川敷公園(太田大和川右岸)に、バレーコート2面、テニスコート4面があります。

○【文化施設】

○図書室(清水町1丁目 教育センター内)

蔵書2万4千冊。開室時間は、月・水・木・金曜日=午前10時~午後8時、土曜日=午前9時~正午、日曜日・祝祭日=午前10時~午後5時。(火曜日休室=4月1日から月曜日に変更の予定)

貸し出しは原則として1回1冊、1週間以内。身分を証明するもの(学生証、保険証、運転免許証等。小学生の場合は担任の証明)と印かんが必要。

○労働会館(山本町1丁目8-11 近鉄山本駅下車東へ1分)

【結婚式場】6カ月前から予約受付。挙式料、室料が必要。

【貸し室】会議、集会、パーティー、展覧会などに利用できる和洋会議室があります。受付は6カ月前から。有料。

申し込みは同分館(☎23-4115)まで。

○大畑山会館(勤労青少年いこいの家=恩智1045 近鉄恩智駅東北800m)

勤労にいきそむ青少年に、余暇を有意義に過ごしていただくための施設で、大阪市との行政協定によって建てられたもの。定員は80

名。受付は2カ月前から。有料。

申し込みは同会館(☎43-7236)まで。

○市民ホール(本町1丁目1-1 市役所内)

収容定員600名。35mm映写機、マイクの設備があります。受付は2カ月前から。有料。使用申し込みは、社会教育課(☎91-3881 内線482)まで。

○公民館(清水町1丁目 教育センター内 ☎92-5875)

○志紀文化センター(志紀町西1丁目9 ☎49-8800)

○【福祉施設】

○市立老人福祉センター(本町2丁目 社会福祉会館内)

60歳以上のお年寄りならどなたでも利用できます。

お問い合わせは同センター事務所(☎91-3881 内線307)まで。

○桂老人福祉センター(桂町3丁目11 ☎99-0820)

○養護老人ホーム(大竹100 ☎41-8671)

○八尾隣保館母子寮(南本町3丁目5-37 ☎22-1032)

○いちょう学園(八尾木788 ☎93-3154)

○【その他の施設】

○桂解放会館(桂町2丁目37 ☎22-1826)

○安中解放会館(安中町8丁目5-30 ☎22-1491)

○桂青少年会館(桂町3丁目42 ☎99-8111)

○安中青少年会館(南本町8丁目64 ☎94-6708)

○安中診療所(安中町9丁目3-12 ☎94-0861)

○給食センター(千塚333の2 ☎41-8268)

○婦人会館(本町3丁目10-10 ☎22-6185)

○清掃庁舎(高美町5丁目14 ☎91-7345)

○衛生処理場(し尿処理=上尾町8丁目28 ☎22-3236)

○大阪市環境事業局八尾工場(ごみ焼却=上尾町7丁目1-1 ☎23-4226)

○市立廃棄物破砕工場(粗大ゴミ処理=安中26の2 ☎92-2060)

### 官公署一覧表

名称	所在地	電話
八尾市役所	本町1-1-1	(91)3881
社会福祉会館	〃 2-4-10	〃
市役所第2別館	〃 3-6-7	〃
〃第3〃	〃 3-9-7	〃
竜華出張所	植松町5-8-32	(22)2718
久宝寺	久宝寺2-4-25	(22)2233
西郡	桂町2-37	(99)2243
大正	太田131-2	(49)5001
山本	山本町1-7-1	(23)4079
竹淵	竹淵46-3	06(708)3020
南高安	恩智1165	(43)7044
高安	服部川190	(41)8013
曙川	八尾木274	(22)3456
志紀	志紀町西1-9	(49)5441
水道局	光南町1-4-30	(22)1661
高安受水場	服部川607	(41)6088
八尾浄水場	光南町1-4-30	(22)3651
竜華浄水場	安中54	(22)3571
市立病院	南太子堂2-1-55	(22)0881
消防署	高美町5-7	(92)2281
八尾警察署	高町3-8	(92)1234
八尾税務署	本町2-2-3	(92)1251
八尾郵便局	陽光園1-5-55	(93)0543
電報電話局	光南町1-1-25	(91)0677
法務局	光南町1-6-5	(22)3794
八尾保健所	清水町1-2-5	(94)0661
中河内府民センター	荘内町2-1-36	(94)1515
八尾土木事務所	〃	〃
専売公社八尾出張所	光町1-52	(99)0973
八尾商工会議所	本町2-2-8	(22)1181

近鉄恩智駅東へ1km)

## 行事カレンダー

3/26 (金)	教育 融資 家児 身障 青少	☆母子の体操教室 14.00-15.30 教育センター ☆乳幼児健康相談(1歳6カ月児) 9.15-11.00 八尾保健所 ☆不用犬の受付 9.30-12.00, 13.00-16.00 八尾保健所 ☆出張献血 10.00-12.00 労働会館 13.00-15.00 旧ボウルパング前
27 (土)		
28 (日)		☆陸上選手権大会(申込制) 9.00- 竜華中 ☆休日納税相談 10.00-12.00, 13.00-16.00 市役所収税課、山本・竜華・竹淵・大正・志紀出張所
29 (月)	教育 青少 家児 心配	☆不用犬の受付 9.30-12.00, 13.00-16.00 八尾保健所
30 (火)	家児 融資	☆高血圧相談 13.00-14.00 八尾保健所
31 (水)	教育 結婚 家児 青少	☆幼児歯科相談(1歳6カ月のフッソ塗布) 9.15-11.00, 13.00-14.30 八尾保健所 ☆子宮ガン検診(電話予約制) 13.00-14.00 八尾保健所 ☆不用犬の受付 9.30-12.00, 13.00-16.00 八尾保健所
4/1 (木)	家児 法律 職業	☆婦人スポーツ教室(バレーボール) 13.30-16.00 教育センター ☆一般スポーツ教室(バレーボール) 17.30-21.00 教育センター ☆一般健康相談 9.15-11.00 八尾保健所 ☆母親教室 13.00- 八尾保健所
2 (金)	教育 融資 家児 身障 青少	☆親子の体操教室(申込制) 14.00-15.30 教育センター ☆乳幼児健康相談(3カ月児) 9.15-11.00 八尾保健所 ☆不用犬の受付 9.30-12.00, 13.00-16.00 八尾保健所
3 (土)		
4 (日)		☆休日納税相談 10.00-12.00, 13.00-16.00 市役所収税課、西郡・久宝寺・曙川・高安・南高安出張所
5 (月)	教育 青少 家児 心配	☆不用犬の受付 9.30-12.00, 13.00-16.00 八尾保健所
6 (火)	家児 融資	☆原爆被害者相談 9.00-15.00 社会福祉会館 ☆出張献血 10.00-15.00 市立病院 ☆高血圧相談 13.00-14.00 八尾保健所 ☆ツベルクリン反応(患者家族) 9.15-11.00 八尾保健所
7 (水)	教育 結婚 家児 青少	☆幼児歯科相談(1歳6カ月のフッソ塗布) 9.15-11.00, 13.00-14.00 八尾保健所 ☆子宮ガン検診(電話予約制) 13.00-14.00 八尾保健所 ☆不用犬の受付 9.30-12.00, 13.00-15.00 八尾保健所 ☆上半期生ワク(ポリオ)投与 14.00-15.30 久宝寺小、用和小
8 (木)	家児 法律 行政 更生	☆婦人スポーツ教室(バレーボール) 13.30-16.00 教育センター ☆一般スポーツ教室(バレーボール) 17.30-21.00 教育センター ☆一般健康相談 9.15-11.00 八尾保健所 ☆BCG接種 9.15-11.00 八尾保健所 ☆上半期生ワク(ポリオ)投与 14.00-15.30 安中・桂解放会館
9 (金)	教育 融資 家児 身障 青少	☆親子の体操教室(申込制) 14.00-15.30 教育センター ☆乳幼児健康相談(3カ月児) 9.15-11.00 八尾保健所 ☆3歳児健診(47年10月生まれの男児) 13.00-14.00 八尾保健所 ☆不用犬の受付 9.30-12.00, 13.00-16.00 八尾保健所 ☆上半期生ワク(ポリオ)投与 14.00-15.30 北山本小、山本小
10 (土)		

### 《人の動き》

(51年3月1日現在)

総数	254,759 (+228)
男	127,636 (+98)
女	127,123 (+130)
世帯数	77,949 (+50)

( )内は前月からの増減です



市の木《いちじく》

市の花《きく》

### ■林秀雄市立病院院長逝去

八尾市立病院長、林秀雄氏はさる2月29日、午後7時10分、永眠されました。62歳。

林氏は、昭和14年3月、大阪帝国大学医学部卒、昭和24年8月、院長兼外科医長として就任地域医療に尽力されました。

### 《桂野球場の申込受付の変更》

桂野球場の4月使用分の申込受付は、都合により4月1日(木)午前9時から変更させていただきます。

なお、5月分以降については、これまでどおり前月20日となります。

くわしくは市開発部公園緑化課(☎91-3881 内線415)へ。

### 《家出少年に愛の手を》

警察では、家出に関する各種事件、事故を未然に防止するため、現在「家出少年の発見保護運動」を展開しています。

市民のみなさんの身近で「家出少年ではないだろうか?」と思われる少年がいた時は、すぐ警察に連絡されるようご協力をお願いします。

### 《洋裁、和裁教室を開講》

市立婦人会館では、次のとおりに洋裁、和裁教室の学級生を募集しています。

☆洋裁教室 毎週火、金曜日、午前10時-午後3時 和裁教室 毎週木曜日 午前10時-午後3時 定員は、いずれも30名。くわしくは、婦人会館(☎22-6185)まで。

### 《自動車文庫日程》

4月12日までの自動車文庫の巡回日程は次のとおりです。

4月2日(金)○太子公園 △跡部公園 5日(月)○天王の森 △中高安幼 7日(水)○なかよし児童遊園 △志紀幼 9日(金)○刑部公園 △永畑小 12日(月)○用和小 △許麻神社

時間は○印が午後1時30分-2時30分、△印が午後3時-4時。

### 《簿記2級、3級講座》

市産業課と商工会議所では、簿記(2級、3級)講座を開きます。

☆2級(3級程度の知識のある人)4月5日-6月10日の間、20日間 ☆3級(初歩より3級合格まで)4月23日-6月11日の毎週月水金 時間はいずれも午後6時-8時

申し込み、問い合わせは、産業課(☎91-3881 内線323)か商工会議所(☎22-1181)まで。

### 《防災対策は万全ですか》

消防庁では、防災対策の一環として次のテレビ番組を提供しています。

☆防災ミニ百科 毎土曜日、午前9時55分-10時、読売テレビ ☆くらしの中の防災 毎日曜日 午前8時25分-30分、関西テレビ

### 《おわびと訂正》

★市政だより3月5日号、第3面中トレーニングルーム利用者募集の中で、対象のE-Gコース=一般男・女(経験者優先)とありましたが、E・Fコースは経験者に限る、Gコースは未経験者優先の誤りでした。おわびして訂正します。

心配 = 心配ごと相談

身障 = 身体障害者相談

結婚 = 結婚相談 いずれも

13時-16時 社会福祉会館で

家児 = 家庭児童相談 10時

-16時 社会福祉会館で

青少 = 青少年愛護相談 9

時-17時 教育センターで

教育 = 教育相談(電話予約

制) 9時- 教育センターで

融資 = 中小企業融資相談

10時-12時 産業課で

法律 = 法律相談(当日午後

0時45分受付) 13時-16時

市民相談室で

行政 = 行政相談 13時-16

時 市民相談室で

職業 = 高齢者職業相談 10

時-15時 社会福祉会館で

更生 = 更生相談 10時-16

時 社会福祉会館で



### 心身障害者福祉金の申請を受け付けます

☎ 91-3881 内線279

市では、心身障害者福祉金の申請を次のとおり受け付けます。該当する方は必ず申請してください。ただし、身体障害者福祉会を通じて申請された方は、申請する必要はありません。

☆資格 昭和51年4月1日現在、市内に住居を有し、住民基本台帳に登録されている次のどちらかに該当する人

①療育手帳の交付を受けていて「障害の程度」がA、B<sub>1</sub>、B<sub>2</sub>の方および判定機関(児童相談所・精神薄弱者更生相談所等)の判定を受け、知能指数が75以下の人

②身体障害者手帳の交付を受けていて「等級」が1級から6級までの人

☆必要なもの 申請書、療育手帳または判定書(精神薄弱者の方)、身体障害者手帳(身体障害者の方)、預金通帳(市内の銀行農協、信用金庫のもの、ただし銀行振込する人のみ)

☆申請受付 4月10日(土)～30日(金)の間、社会福祉会館内社会課で。なお、次のとおり出張受付も行います。

#### 〈出張受付日程〉

4月12日(月)○高安出張所 △桂解放会館 13日(火)●労働会館(山本町) 14日(水)○南高安出張所 △志紀文化センター 15日(木)●労働会館分館(植松町) 16日(金)○曙川出張所 △大正出張所 19日(月)○竹淵出張所 △久宝寺出張所 時間は○印が午前10時～12時、△印が午後1時30分～4時、●印は午前10時～12時、午後1時30分～4時です。

※福祉金の支払いは、50年度から銀行振込方式を採用していますので、申請の際、受給資格者(未成年の場合は保護者)の預金通帳(市内の銀行、農協、信用金庫のもの)をお持ちくださるようご協力ください。

なお、銀行振込の取り扱いを行っていますので毎年行っていた出張支払いは、金融機関のない地区を除いて行わない予定です。



### 上半期生ワク(ポリオ)投与

☎ 91-3881 内線360

51年度上半期生ワク(ポリオ)投与を次のとおり行います。該当する方は忘れずお受けください。

☆該当する人 生後3カ月から36カ月までの乳幼児

☆服用方法 初服用後6週間以上の間隔をおき、2回目を服用して完了

#### 〈日程〉

4月7日(水) 久宝寺小、用和小  
8日(木) 安中・桂解放会館  
9日(金) 北山本小、山本小  
12日(月) 志紀幼、曙川小  
13日(火) 大正幼、竹淵小  
14日(水) 中高安幼、南高安小  
15日(木) 八尾小、永畑幼  
16日(金) 安中幼、南山本小  
19日(月) 竜華小

時間はいずれも午後2時～3時30分です。なお、当日は必要事項を記入、捺印した接種手帳(問診票)、母子手帳、上履きをご持参ください。



### 老人福祉農園の当選者が決まりました

☎ 91-3881 内線289

市では、4月から開く老人福祉農園(旭ヶ丘3丁目)の利用者を募集していましたが、応募者が353名と定員(250名)を上回ったため、今月3日に公開抽選を行い、次の受付番号の方が当選者と決まりました。

#### 【当選者番号】

〈1-99〉 1-3、5-16、19-21、23、24、26-31、33、35-39、41-43、45-48、50-52、54、56、58、62-65、68、70-75、77、78、81、83-85、87-92、95-99

〈100-199〉 100、103-113、116-118、121、122、127-129、131、134、136-146、148-157、159、161、162、164、167、169、170、172、175、177、179、182-187、189、194、195、197-199

〈200-299〉 200-202、204-210、212-220、223-227、229-233、235、237、243、245-249、251、256、258-265、269、270、272、273、276、279、280、282-289、291、293-297、299

〈300-353〉 300、303-309、311-318、320-326、328-331、337-341、343-349、351-353

なお、上記当選者より辞退者が出た場合、次の番号順に繰り上げ当選とします。86、32、266、310、196、335、319、336、55、236、211、268、332、66、180

※当選者は、次のことに注意してください

1、老人園芸クラブ会費500円(年額)を園芸事務局(福祉厚生課内)に、4月10日までに納めてください。

2、4月1日の開園日には、午前10時に集まってください。

3、開園日以前には、整地のみとし、作物は植えないでください。

4、農機具は約50個程しか用意してありませんので、出来るだけ各自でお持ちください

5、区画番号は、クラブ会費納入の際、お知らせします。

くわしくは、園芸事務局(社会福祉会館内福祉厚生課)まで。



### 自動車運転者講習会

☎ 91-3881 内線330

春の交通安全運動が4月6日から15日まで展開されますが、これに関連して自動車運転者の講習会を行います。日程は次のとおりです。運転者のみなさんは必ず受講しましょう。

#### 〈日程〉

3月23日(火) 桂・長池・用和・美園小学校区の人  
24日(水) 八尾・高美・高美南・久宝寺小学校区の人  
25日(木) 竹淵・竜華・永畑・安中小学校区の人  
26日(金) 大正・志紀・曙川・刑部小学校区の人  
30日(火) 北山本・山本・東山本・南山本・西山本小学校区の人  
31日(水) 北高安・中高安・南高安小学校区の人

会場はいずれも市民ホール。時間は午後7時から。(入場受付は午後6時30分～7時)

なお、駐車場がありませんので自動車でのご来場はご遠慮ください。



### 第11期文化講座生を募集

☎ 23-4115

労働会館分館(植松町5丁目)では、5月から第11期文化講座を開きます。

☆期間 51年5月～52年3月

☆会場 市立労働会館分館(近鉄バス植松下車すぐ)

☆受講資格 15歳以上の市民、または市内在住者

☆申込受付 4月18日(日)午前10時から同分館で。定員になり次第締め切りますのでご注意ください。なお、必ず印かんをご持参ください。

☆受講料 無料(ただし、材料費などの実費は各自負担)

#### ☆募集講座

花道講座 未生流一般(土曜午前10時～12時)勤労者(木曜午後6時～8時)、池坊一般(水曜午前10時～12時)勤労者(火曜午後6時～8時)各クラスとも40名

茶道講座 表千家一般(火曜午前9時～12時)勤労者(火曜午後6時～9時)、裏千家一般(金曜午前9時～12時)勤労者(金曜午後6時～9時)各クラスとも30名

手芸教室 一般(金曜午前10時～12時)勤労者(金曜午後6時～8時)各クラスとも30名

手編み教室(木曜午前10時～12時)30名

陶芸教室(水曜午後6時～8時)30名

絵画教室(土曜午後6時～8時)30名

文学教室 7月開講予定、20回(木曜午後6時～8時)100名

労働講座 不定期開講

(注)花道、茶道、手芸、手編みは毎月第1、2、3週の各曜日(月3回)に行います。また、子供連れの受講はできません。

#### 〈第10回習作展〉

文化講座生の1年間の成果をみなさんに見ていただくため、習作展を開きます。

☆とき 4月3日(土)、4日(日)

☆ところ 労働会館分館  
とくに、4日は修了式後、2階和室と前庭で茶会、陶芸講座生による作品即売会を開催しますので多数お越しください。



### 第11回花と緑の即売会

☎ 0722-61-7086

財団法人大阪府公園協会では、第11回花と緑の即売会を次のとおり行います。

☆とき 4月1日～5月5日

☆ところ 久宝寺緑地

### ●最低賃金が改正されました

大阪府下の最低賃金は、府下の全産業の全労働者に適用される地域別最低賃金(大阪府最低賃金)と4産業に従事する労働者に適用される産業別最低賃金とが決定されています

大阪府労働基準局では、地域別最低賃金に引きつづき最低賃金審議会の答申に基づいて次のとおり産業別最低賃金の改正決定を行いました。

最低賃金の件名	最低賃金額			効力発生日
	一般労働者	短時間労働者	時間給者	
塗料製造業	1日 2,980円	1時間 373円	—	51年2月27日
	1日 2,500円	1時間 315円	1時間 315円	
機械・金属製品等製造業	(電機機械器具製造業については、継続審議中)			51年2月27日
	1日 2,450円	1時間 307円	1時間 307円	
卸売業・小売業	1日 2,300円	1時間 288円	1時間 288円	51年2月27日
	1日 2,210円	1時間 280円	1時間 280円	
繊維産業	1日 2,210円	1時間 280円	1時間 280円	51年2月27日

5/16 → 2/20



# やお市政だより

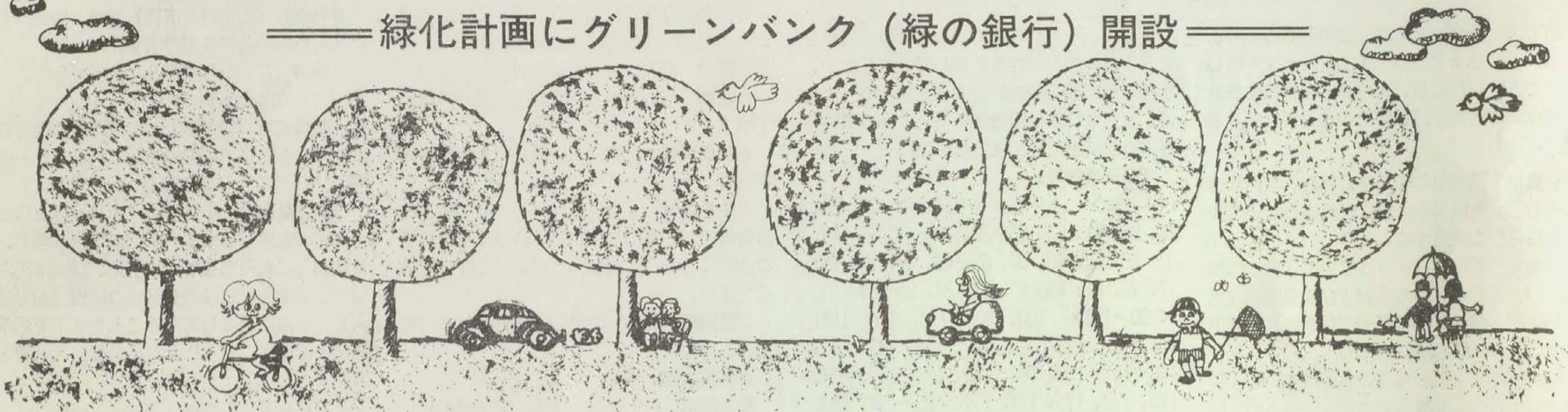
第549号

4

昭和51年3月20日

## 緑のまちづくりにあなたも参加を

### ——緑化計画にグリーンバンク（緑の銀行）開設——



市民の手による「みどりのまちづくり」を推進するため、市民憲章推進協議会は、このほどグリーンバンク（緑の銀行）を開設し、市役所前通りをイチョウ並木にするための資金を市民のみならず募っています。

#### ■グリーンモール作戦を展開

市は今年2月、殺風景な市内主要道路に「市の木イチョウ」や四季の花を順列よく配置し、まち並みを明るくしようと「グリーンモール作戦」を発表。その第1弾として、今年11月から総事業費約2,000万円で、市役所や税務署、郵便局などが面する市内目抜き通りの歩道に、常緑樹サザンカ7,000本ほか、落葉樹と四季の花で飾るグリーンベルトを設置する工事を進めます。緑化する道路は、八尾表町線と近鉄線との交点から市役所前を経

由して市道西郷植松線に入り、安中中学校前を通って市道八尾停車場線まで、1,450mの区間です。

#### ■市役所前通りをイチョウ並木に

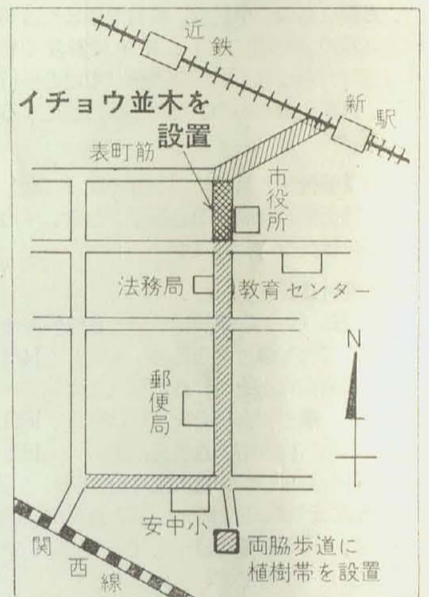
このうち、表町公園から電々公社角まで約300mの市役所前通りは、市民憲章推進協議会の協力で、現在のプラタナスやアオギリなど37本の街路樹を、すべて「市の木」であるイチョウに植え替えることになりました。

同協議会では、市と市民が一体となってこの作戦を盛りだてていくべきだという方針から、「みどりのまちづくりにあなたも参加を」と、イチョウの木購入費募集を呼びかけることを決め、今度の「グリーンバンク」の開設となったものです。

#### ■木にはあなたの名前を表示

募金に応じていただいたお金は、同協議会で管理し、市役所前通り約300mの街路樹改植の資金として使用します。また、応募された方の氏名、会社名、団体名はアルミ製のタンザク（長さ38cm、幅5cm）に書き込み、イチョウの木に取り付けます。

結婚、誕生日、入学の記念や緑化協賛の記念としてあなたもぜひご応募ください。  
☆募集期間 6月30日まで  
☆応募金額 1本2万円（連名でも可）  
☆申し込み 市役所公聴課内市民憲章推進協議会（☎91-3881 内線227）へ。  
※公職にある人は応募できません。  
※植樹の時期は、市と協議のうえ決定し、応募された方々に通知します。イチョウ並木の手入れは市で行います。



#### ■高血圧

何かの機会に血圧を測って血圧が高いことを知り、すぐ血圧を下げる薬をもらって2、3週間飲み続け、血圧が下がってくると安心して薬をやめてしまい、血圧を測りにも行かない人が意外に多いようです。また、気分の悪い時だけ血圧の薬を飲むが、身体の調子が良くなってくると自己判断で薬を飲まないようにする人がいます。もし、その薬が降圧剤であれば、血圧を人為的に下げたり、上げたりしているわけで、高血圧者に最もいやな脳卒中や心臓発作を誘発することにもなりかねません。こういう誤った考えをもつのは、降圧剤を使って血圧が下がったらそれで病気が治ったと思うことに原因があります。



医療と健康

高血圧というのは、血圧の高い状態であって、動脈硬化という病気のためそうなっているのです。換言すると、全身の中小動脈が硬化して、弾力性を失い、水垢のようなものがつまって内腔が狭くなり、普通の圧力では末端の方まで血液が送れなくなったため、心臓がより一層強い圧力で血液を送っている状態が高血圧なのです。

従って、血圧の薬を使って血圧が下がっても、動脈硬化が治らなければ病気が治ったとはいえません。動脈硬化という病気は、若いころからの不摂生や片よった食生活の積みかさねによって血管の老化が早く起こってきたもので、1、2カ月の服薬で全治させることは無理なことです。まず、これまでの誤った生活態度や食生活を改め、根気よく養生に専心する心構えが必要です。

しかし、すでに動脈硬化の程度がかなり進行していたり、脳卒中などの発作の危険が目前に迫っているときは、降圧剤を使って血圧をコントロールせねばなりません。降圧剤を使うことになると、少くとも数年間に渡って続けて使うのが建前なので、予め全身の動脈硬化の状態を詳しく検査したうえで、使用の要否を決めてください。また降圧剤を服用しているときには、毎週1回血圧を測って降圧効果を調べるほか、毎年1、2回は全身の動脈硬化の進行状態を検査したり、薬のための副作用の有無を調べる必要があります。

（八尾市医師会）

#### ■差別書「部落・地名総鑑」〈上〉

昨年、企業防衛懇話会と称するものから全国の同和地区の所在地名を明記した「部落・地名総鑑」の購入案内書が多くの企業に配布され、一部の企業において冊子を購入していたという事実が発生しております。すでに、みなさん方の中には12月の新聞紙上でご承知の方もおられると思いますが、連載中の「人権擁護は若人の手で」を一時中断して今回から2回にわたってこの極めて悪質な差別書について学習し、さらに同和教育に関する正しい理解と認識を深めていきたいと思います。

「部落・地名総鑑」は、企業防衛懇話会という会社が発行したもので、B5版610頁で「人事極秘」とされ、全国5,360のぼる被差別部落について、所在地の新旧市町村名が大字、小字にいたるまで詳しく書かれ、各被差別部落ごとに世帯数・職業が記載されたものです。

また、その購入呼びかけのちらしには「これらの人々の採用が、果して妥当であるかということ、封建時代のイデオロギーとして残されたものであり、問題ではないとすまうことができるでしょうか。」と書かれ、その文書が、現実に存在している差別をあり、被差別部落の人々の労働権を真正面から奪うことを意図して発行されたものであることを示しています。更に、「現在、我が国におきまして、昭和37年の総理府統計によると、4、

160部落、111万人を超える人口、1,000人に対して11.8人という比率が出ております。現状は、5,366部落を超えて現存しております。私達は、この際、この様な事実関係を正確に認識して、企業100年の将来の為にも、誤りなきを期してゆかなければなりません。」とし、被差別部落の人々を排除することが企業100年の将来のために必要という考え方にたち、具体的な部落の認識を差別拡大のために使っているのです。

また、国会における戸籍法の改正案に対し「戸籍関係を偽るものが出て、善良な国民が甚だしい被害を蒙り、その被害は回り知れないものがあります。」と露骨に反対し、逆行した考え方を示しています。そして、差別を売りものにし、「十分に御社に裨益する処大なるものがあり、且つ価値あるもの」として、販売定価4万円を特別頒布価格3万円で、各企業に売りつけようとしたのです。そのチラシを見て、実際に「部落・地名総鑑」を購入した企業は数少なくないといわれています。

この文書は、全国に散在する被差別部落の所在、新旧両地名を明らかにすることによって、興信所などによる身元調査にも悪用されて結婚差別をひきおこし、さらには就職の機会均等を奪い、部落の人々を排除するものであり、全く悪質な差別としかいいようがないものです。 <次号に続く>

### しあわせを築く道

部落解放をめざして④